答弁第一五七号平成二十年十月三十一日受領

内閣衆質一七〇第一五七号

平成二十年十月三十一日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する第三回質問に対し、 別

紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出事故米不正転売問題に係る農林水産省の責任等に関する第三回質問に対す

る答弁書

一から三までについて

七〇第八五号)二についてにおいて「できる限りその公表の前に連絡した」と答弁したものである。 等により通知を行ったところである。ただし、ファックス等の場合、 アックス等の内容を了知していたとは限らないことから、先の答弁書(平成二十年十月十七日内閣衆質 三百七十五件すべての業者に対し、その公表の前に連絡できるよう、電話による伝達のほか、ファックス 問題となった事故米穀の流通にかかわることとなった業者の名称の公表に当たっては、公表対象となる 必ずしもすべての業者が公表前にフ

四について

消と信頼の回復を図ることを最優先とする観点から、 ととしたところであるが、当該事故米穀が広く流通していることが明らかとなる中で、 優先し、販売先等についての情報提供が円滑に行われるようにするため、その同意を得た上で公表するこ 問題となった事故米穀の流通にかかわることとなった業者の名称については、 当該業者の名称を公表したところである。 当初、 消費者の不安の解 流通実態の解明を

五について

太田 誠 農林水産大臣 (当時) の下で、 農林水産省として公表することを決めたものである。

六について

お尋ねの米穀販売会社の代表取締役の御遺族に対して、農林水産省の職員が弔問に行く等の対応は採っ

ていない。

七について

お尋ね の米穀販売会社に対しても、 その会社の名称を公表する旨を公表の前に連絡しているところであ

る。

八について

農林水産省の弔意として、平成二十年九月十八日に開催された衆議院農林水産委員会において、 太田誠

農林水産大臣(当時)から「心から御冥福をお祈り申し上げます」と述べたところである。

九について

事故米穀の不正規流通問題に係る行政の対応については、 内閣府に設置された事故米穀の不正規流通問

ところであり、その結論を踏まえ、 題に関する有識者会議において、 原因究明及び責任の所在の明確化について審議を行っていただいている 職務上の義務に違反し、 又は職務を怠ったこと等が認められた職員に

ついては、厳正に処分を行うこととしている。

また、国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)違反の疑いがある事案については、十月二十

三日現在、 農林水産省において調査を行っているところであり、その結果を踏まえ、国家公務員倫理審査

会と協議の上、厳正に処分を行うこととしている。